

## 静岡県後期高齢者医療広域連合広域計画

### I 広域計画の概要

#### 1 経緯

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、これまで様々な改正が行われてきましたが、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が公布され、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることとなりました。

この後期高齢者医療制度の運営主体は、財政の安定化を図るため、都道府県を単位とした全市区町村で組織する広域連合とされ、平成18年度中に設立することが義務付けられました。

静岡県においては、静岡州市長会及び静岡県町村会が中心となって広域連合設立準備事務局を平成18年8月に立ち上げ、代表市町長で構成する準備委員会及び全市町の老人医療担当課長等による幹事会で規約案等の検討を行いました。そして、全市町議会において広域連合設置に関する議決を得て、平成19年1月15日に静岡県知事に対し設置許可申請を行い、同年1月23日に許可を得て、同年2月1日に静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

#### 2 広域計画の趣旨

静岡県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療制度の事務について、広域連合及び広域連合を組織する全ての市町（以下「関係市町」という。）が、相互に役割を担い、必要な連絡調整を行いながら、総合的かつ計画的に処理するための指針として、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するものです。

#### 3 広域計画の項目

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。

(1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事

務に関すること。

(2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## II 基本方針

### 1 広域連合の基本方針

広域連合は、関係市町と連絡調整を図り、被保険者等の便益に配慮しながら、広域化の長所を活用して業務を行います。また、必要に応じて関係市町に対し業務の改善等の勧告を行い、後期高齢者医療制度の運営を健全かつ円滑に進めます。

- 運営規模の利点を活用し、安定的な事業運営に努めます。
- 事務処理の効率化を図ります。
- 関係市町と連携し、健全な事業運営に努めるとともに、関係市町に資格管理、賦課等の情報を迅速に提供し、関係市町の業務が円滑に行われるよう努めます。

### 2 関係市町の基本方針

関係市町は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 18 年政令第 294 号）及び静岡県後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 の規定に基づき、被保険者等の便益に配慮した窓口業務及び保険料の徴収の事務を行います。また、広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

- 職員の資質の向上に努め、被保険者等が安心して訪れることのできる窓口業務及び適正な保険料の徴収の事務を行います。
- 被保険者の異動、支給申請等の情報について、正確な把握と広域連合への迅速な提供に努めます。

## III 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

#### 1 平成 19 年度における事務

平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町において、例規等の整備、電算処理システムの構築その他必要な準備作業を行います。

#### 2 平成 20 年度以降における事務

##### (1) 被保険者資格管理に関すること

関係市町は、住民からの被保険者資格の取得、喪失その他の異動に関する届出等の受付事務を行い、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理します。

関係市町においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

##### (2) 保険給付の事務に関すること

関係市町は、高額療養費、療養費等の支給申請等の受付事務を行い、これら申請等の情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、その申請について審査の上、申請者に対し支給決定等を通知し、支給実績を一括管理します。また、レセプトの点検及び保管等については広域連合が行います。

##### (3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、情報システムにより関係市町が保有する課税情報等を活用して、保険料の賦課を行います。

関係市町は、保険料の徴収及び滞納整理を行います。

##### (4) 保健事業に関すること

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 125 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が公表する指針に基づき、被保険

者の健康の保持増進のために必要な事業を関係市町と協力して行うよう努めます。

(5) 相談及び問い合わせへの対応に関すること

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせへの対応は、関係市町と広域連合が緊密に連携して行います。

IV 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成19年度から平成23年度までの5年間とするほか、その後、6か年を単位として見直し、必要な改定を行うものとします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。